

五、臨時委員が三月以内ニ委員ニ指名ノ件

原則トシテ揮命ハシム可キモノナリ

六、本同盟ノ件ニ付殊難者ヲ出サシムコト

但シ官 紀ニ解ル、場合ハ以テ限リニテラズ

吾々ハ本同盟漸好以東者歎息期ヲ為シ大ナル結果ヲ收ムルヲ得玉ク元来手鑑ハ決
シテ好マシクコトニアラズ大ナル前途止ムヲ得ルコトキハ種亞起テ登進ヲ為サレハ可カズ
保シ決シテ愚謀ヲ為サズ時代ノ進歩ニ伴フ地位ノ向上ヲ圖ルコト今後ハ大ナル結
果ヲ為シ以テ本組合ノ向上發展ヲ初望ス、云々、

(別記三)

決 議

一、逓信省ニ於テ同志會ニ共ヘズル疑業時期ノ約束ヲ

取消スコト

二、右ノ案ハ入レラレヤル場合ハ従業員會全員職ヲ購

シテ逓信省ニ敵對スルコト

右 決 議 ス